

玉名市(第4期)

地域福祉計画・地域福祉活動計画

概要版

令和5(2023)年度、令和9(2027)年度



令和5年3月
玉名市・玉名市社会福祉協議会

計画策定の趣旨

近年、総人口の減少を背景とする少子高齢化や核家族化の進展、地域のつながりの希薄化など、地域や家族を取り巻く環境が大きく変化の中で、地域では住民相互の支え合いや助け合い、自立した生活を支援する福祉サービスや地域ぐるみの福祉活動などによって、誰もが安心して暮らせる地域社会をつくることが求められています。

このため、本市では、市が策定する行政計画である「地域福祉計画」と市社会福祉協議会が策定する民間の活動・行動計画である「地域福祉活動計画」を一体的な計画として策定することにより、地域福祉のより一層の推進と地域共生社会の実現を目指します。

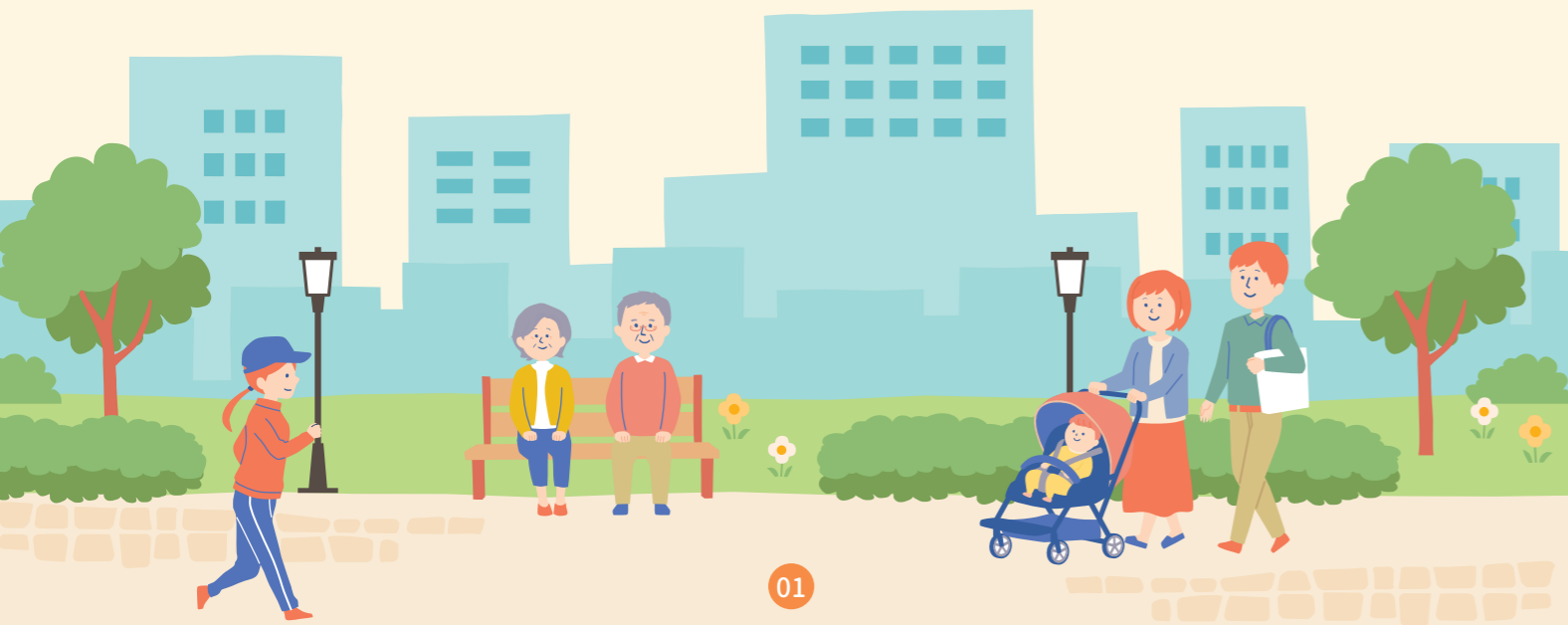
地域住民等の参加による地域福祉の推進

「地域福祉」とは、地域で暮らす人々が、障がいの有無や年齢などに関係なく、お互いに支え合い、助け合いながら、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるような地域社会をみんなで築いていく取り組みです。

地域福祉を進めるためには、公的サービスの整備のみならず、住民一人ひとりが自分自身や家族と協力し解決すること（自助）や、近隣の身近な人がお互いに助け合い、支え合うこと（互助）、地域の事業所も含めた連携体制の枠組みの中でそれぞれの役割や特性を活かして活動をしていくこと（共助）が大切です。公的な制度による福祉サービスの整備や、自助・互助・共助を支援していくこと（公助）を通じ、地域と協働しながら地域福祉を進めていきます。

地域共生社会

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のことです。



基本理念

みんなで創ろう 誰もが安心していきいきと暮らせる 福祉のまち

すべての住民が地域において孤立することなく、お互いに思いやりの心で支え合い、誰もが住み慣れた地域で安心していきいきと暮らせるまちづくりを目指し、現状や課題、これまでの取り組みを踏まえ、「みんなで創ろう 誰もが安心していきいきと暮らせる 福祉のまち」を本計画の基本理念として定め、計画を推進していきます。



計画の体系

「みんなで創ろう 誰もが安心していきいきと暮らせる 福祉のまち」の実現に向けて、第4期計画では、これまでの取り組みの成果や社会情勢、市民ニーズ等を踏まえ、4つの基本目標を設定しました。



基本目標Ⅰ 誰もが適切な支援を受けられる仕組みづくり

① わかりやすい情報提供と啓発活動の充実

情報を収集する方法が多様化しているなか、福祉サービス利用者が、自分に最適な福祉サービスを選び、安心して利用するため、情報を受け取る側が必要な情報を選択して入手することができるよう、さまざまな媒体を用いて、福祉に関する情報を広く発信していきます。



② 相談しやすい体制の構築とアウトリーチの充実

住み慣れた地域で安心して暮らしていくため、支援が必要な人に対して、早期に応じていく体制づくりと、困ったときに相談しやすい環境をつくと共に、地域社会からの孤立、サービスや支援の拒絶など、必要な支援につながらない人へ積極的なアウトリーチを行っていきます。

各主体が取り組むこと	自分や家族が取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ● 広報誌や回覧板などをよく読み、福祉に関する支援についての知識を身につけます。 ● 自分や家族だけで解決していくことが困難な悩みは抱えこまず、積極的に専門的な関係機関の相談窓口を利用するよう心がけます。
	隣近所が協力して取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ● 近所づきあいを大切に、福祉に関する支援の情報を、お互いに気軽に交換しあえる関係を築きます。 ● 隣近所の人の子育てや福祉、介護などのことで悩んでいた、困りごとを抱え込んでいたら、専門的な関係機関の相談窓口を利用するよう声をかけ合います。
	地域の組織や団体が取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ● チラシや回覧板などを活用し、必要な福祉に関する支援の情報を伝達します。 ● 生活上での困りごとについて、専門的な支援の必要性が確認できた場合には、行政機関などの専門の相談窓口へつなぎます。
	事業所などが取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ● 福祉サービス事業所が利用者やその家族にとって、より身近で気軽な相談の場となるよう、相談機能の向上に努めます。 ● 利用者本人の利益を最優先に考え、本人の自己選択・自己決定を促す丁寧な意思決定支援を実践します。
	社会福祉協議会が取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ● 「広報誌きずな」等の情報提供の充実、訪問による相談支援 ● 相談しやすい環境の整備、相談支援体制の充実、アウトリーチによる支援、関係機関との連携の強化
	行政が取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ● 広報等の充実、公の場の活用、相談窓口の充実、訪問型支援 ● 相談支援機関の周知、アウトリーチによる支援、相談支援体制の充実、相談支援の質の向上、意思決定支援

基本目標Ⅱ 生活を支える連携した体制づくり

① 適切な福祉サービスの提供と量や質の充実

地域で福祉に関する活動を担う人、団体等との連携を図りながら、子どもや子育てをする家庭、高齢者、障がいを持つ人など、さまざまな支援を必要とする人への公的なサービスを適切に提供していきます。



② 包括的な支援の充実

困った時にどこに相談してよいか分からない人や複合的な悩みを抱えている人に対して、ワンストップで受け止める窓口の設置やどこに相談しても必要な支援につながるような支援体制を充実させていきます。



各主体が取り組むこと	自分や家族が取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ● 福祉サービスを利用する際、わからないことは問い合わせ、説明を求めます。 ● 自分や家族の力だけでは解決できない課題を抱え込まず、専門的な相談窓口を利用するよう心がけます。
	隣近所が協力して取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ● 隣近所の人が多岐にわたる生活課題を抱え込んでいたら、専門的な関係機関の相談窓口を利用するよう声をかけ合います。 ● 隣近所で、子どもや高齢者、障がいのある人などに対する虐待、もしくは虐待と思われる様子に気がついたときには、支援につながるよう、警察や児童相談所、市の担当課へ、すみやかに連絡します。
	地域の組織や団体が取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ● 複雑かつ多岐にわたる生活課題を抱え込んでいることが確認できた場合には、行政機関などの専門の相談窓口へつなぎます。 ● 高齢者や子ども、障がいのある人に対する虐待を防止するため、気にかかる家庭については、地域において相談支援に携わる人たちと近隣者が協力しながら、声かけや見守りを進めます。
	事業所などが取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ● 福祉サービス事業所では、利用者の利益を最優先に考えたサービスを提供し、その質の向上に努めます。 ● 福祉サービス事業所での行事などに地域からの参加を求め、交流を深めながら、地域との信頼関係を築きます。
	社会福祉協議会が取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ● 福祉サービスの質の向上、成年後見制度の利用促進 ● 関係機関との連携の強化、包括的支援体制の構築、複雑化・複合化する課題への対応
	行政が取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ● 適切なサービスの利用支援、福祉サービスの質の向上、福祉サービスの充実、公共交通等の検討 ● 相談機関の連携、新たな地域生活課題への対応、地域を基盤とした支援体制づくり、支援が必要な人への対応、適切な虐待対応

① 地域における支え合いや支援の強化

支援する側とされる側をつなげるための取り組みや機会の創出に努めます。

② 地域ぐるみの見守り体制の充実

支援が必要な人を一人だけが見守るのではなく多くの地域の人たちで見守り、支えることができる体制の構築に努めます。



③ 災害に対する備えの強化

地域社会全体で防災対策の充実を図るとともに、一人暮らし高齢者や障がい者、乳幼児、難病患者などの一人ですべてに対応することが困難な人(災害時要援護者)の視点での災害対策を強化していきます。



各主体が取り組むこと	自分や家族が取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ●積極的にあいさつや声かけをするなど、普段から近所づきあいや地域でのコミュニケーションを大切にします。 ●地域での防災や減災に関する取り組みに参加します。
	隣近所が協力して取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ●隣近所に気にかかる人がいたら、隣近所でお互いに協力し合いながら、見守り心がけます。 ●隣近所に暮らす認知症を抱える人や家族のことを隣近所の人たちの間で理解し合い、お互いに協力し合いながら支え合い、助け合います。
	地域の組織や団体が取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ●行政区などで、地域における福祉課題やその解決に向けた話し合いの場や機会を充実させていきます。 ●災害時、避難行動に支援が必要な人を交え、必要となるさまざまな対応を想定して、防災訓練を実施します。
	事業所などが取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ●福祉サービス事業所は、地域に開かれた事業活動をめざし、地域における福祉活動に対して、積極的に協力します。 ●事業者は、その事業活動で、買い物支援などのサービスを工夫するよう努めます。
	社会福祉協議会が取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ●支え合いの仕組みづくり、福祉協力員の活動支援 ●住民が交流しやすい環境整備、見守り活動の支援 ●緊急時に備えた見守りの仕組みづくり、近隣市町との連携強化
	行政が取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ●地域活動の推進、見守り体制の充実、買い物支援 ●支え合い活動の啓発・支援、見守り活動の支援 ●避難情報等の周知、地域との連携支援、防災訓練・避難行動要援護者への支援、福祉避難所の確保

① 共に生きる社会づくり

個性や価値観を認め合い、外国人、貧困や失業に陥った人々、障がいのある人々等を社会的に排除するのではなく、地域社会への参加と参画を促し、社会に統合するという「共に生きる社会づくり(ソーシャル・インクルージョン)」の視点に立って、支え合いのまちづくりを推進していきます。

② 交流・ふれあいの促進

生活様式の変化、個人の価値観やライフスタイルの多様化により、地域への関心が薄い人や地域との関わりが弱い人、地域社会で孤立する人が全国的に増えていることから、交流やふれあいを通して地域のつながりを促進するとともに、ICT(情報通信技術)等を活用した「新しい生活様式」に対応した交流の在り方を模索していきます。



③ 地域活動の担い手の育成

地域の担い手を育成するために意識の啓発を行っていくとともに、地域活動に参加しやすいような環境の整備や、機会の創出に努めます。



④ 地域活動やボランティア活動の推進

地域に貢献したいと思っている市民をボランティア活動等につなげるため、地域や団体、社会福祉協議会、行政等で連携を図るとともに、地域活動やボランティア活動の情報提供に努めます。

各主体が取り組むこと	自分や家族が取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ●人権や福祉について理解を深めます。 ●地域の行事や地域活動への関心を深め、周囲にも声をかけながら、積極的に参加するよう心がけます。
	地域の組織や団体が取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ●地域や行政区で行われている活動や行事、また、子ども会や老人クラブなどの各種団体の意義について周知し、参加を促します。 ●ボランティア団体では、活動の充実を図っていくため、活動内容の周知に努めるとともに、新規のメンバーを増やすための取り組みを進めます。
	事業所などが取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ●地域から協力依頼されたときは、積極的に協力し、地域住民への学ぶ機会の提供に努めます。 ●積極的に地域における取り組みを検討します。
	社会福祉協議会が取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ●福祉教育の充実 ●交流の場の充実 ●地域活動への支援、担い手の育成 ●ボランティアに関する情報の提供、ボランティア団体の連携強化
	行政が取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ●人権教育及び福祉教育の充実、教育に参加しやすい環境整備 ●交流の場の充実、公共施設整備 ●地域活動の周知・啓発、地域活動の担い手の育成 ●ボランティア育成支援、公共施設の開放

計画の推進に向けて

関係機関等との連携・協働

地域福祉に関わる施策分野は、福祉・保健・医療のみならず、教育、就労、住宅、交通、環境、まちづくりなど多岐にわたっているため、生活に関わるさまざまな事業所、団体が地域福祉の重要な担い手となります。

この計画を進めていくにあたっては、市民、地域、社会福祉協議会、行政がさまざまな団体と連携し、ともに協力しあい、地域福祉の充実のために取り組んでいきます。

計画の進行管理

本計画に基づく地域福祉の取り組みを効果的かつ継続的に推進していくため、必要に応じて、住民や福祉関係団体の代表、行政や学識経験者などにより構成する協議体を設置します。この協議体で地域福祉の進捗状況を評価し、取り組みの見直しを行いながら、本計画の推進を図ります。



第4期玉名市地域福祉計画・地域福祉活動計画 概要版 令和5年3月

【企画・編集・発行】

玉名市(健康福祉部 総合福祉課)

所在地：〒865-8501 熊本県玉名市岩崎163

電話：0968-75-1121

F A X：0968-73-2362

ホームページ：<https://www.city.tamana.lg.jp/>

玉名市社会福祉協議会

所在地：〒865-0016 熊本県玉名市岩崎88番地4

電話：0968-71-0080

F A X：0968-72-0846

ホームページ：<http://www.tamasha.jp/>